

平成 29 年度 EMS 機器導入促進事業実施要領

平成 29 年 4 月 3 日

公益社団法人 福島県トラック協会

1. 助成制度の対象

EMS 機器導入を実施する会員事業者
但し、入会后 6 ヶ月以上で会費の未納がないこと。

2. 助成金予算額

24,000,000 円

3. 助成対象機器 (別表参照)

・エコドライブの実践に効果のある EMS 用車載器

4. 助成額 下記のとおりとする。(消費税は対象外)

・EMS 車載器 …… 車載端末機 1 セットの 2 分の 1 で、1 台 40,000 円を
限度(千円未満切捨て) で、1 会員 15 台限度

5. 実施期間

平成 29 年 4 月 1 日から平成 30 年 2 月 28 日までの間に導入された機器。

申請期限: 予算額に達し次第終了とする。 但し、予算に余りがある場合は、
平成 30 年 2 月 28 日までとする。

(前年度分 (4 月 1 日以前に導入したもの) は対象外となります。また、次年度への持越しは致しません。)

6. 導入効果等の報告

助成金の交付を受ける事業者は、別に定める調査票に基づき、機器導入の効果等の報告をすることとなります。

7. その他

車載端末機 1 セットの内容は、機器本体、取付け部品、メモリーカード等その他車に取付ける際の費用をいう。

以 上